せん漁業許認可方針(瀬戸内海海区)

令和2年11月26日制定令和4年11月9日改正

本県瀬戸内海海区におけるせん漁業の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類、操業区域、漁業時期)

- 第1 各漁業種類の操業区域並びに漁業時期は、別表1から5各欄のとおりとする。
- 2 協定等により、操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、共同漁業権を有する者から同意が あった場合は、別表の操業区域欄のただし書きにある「共同漁業権の区域を除く」旨の規定を削除し、同 意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含める。

(操業区域の除外区域)

第2 別表に掲げる操業区域のうち、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、右欄に掲げる区域は、それぞれ操業区域から除外する。

漁業種類	地区	除外区域
	地区	神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内(和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端(北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)

(漁業を営む者の資格)

第3 漁業を営む者の資格は、次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる 資格を有する者とする。

漁業種類	地区	漁業を営む者の資格
別表2の漁業	地区欄1から	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁
(いかかご漁業)	4までの地区	業権者の同意を得ている者

(許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数等の上限)

第4 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、 海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第5 使用漁具、漁法等につきそれぞれ次のとおり条件を付する。

漁業種類	地区	条件
別表1の漁業 (あなご・ばい・かにかご漁業)	地区欄1	かにを目的とする場合は、網目3.8センチメートル未満の漁 具を使用してはならない。
別表3の漁業 (かさご・めばるかご漁業)	地区欄1の地区	1 かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。2 かご数は50個以内でなければならない。
別表 5 の漁業 (うなぎ筒漁業)	地区欄1の地区	1 筒の数は150本以内でなければならない。2 筒の内径は3センチメートル以上でなければならない。3 もんどり(返し)の構造を持つ筒を用いてはならない。4 下りうなぎ(銀うなぎ)を漁獲した場合は放流しなければならない。5 あなごを混獲した場合は放流しなければならない。

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

- 第6 当該漁業の許認可の優先順位は、地域で決まった自主規制の遵守等、漁業秩序の維持について確約の得られる者(漁業を営む者の資格が定められた漁業にあっては、第3の規定による資格を有する者)のうち、次の順序による。なお、2号から5号において共同して経営する場合にあっては、共同経営者全てが個人であり、各号に該当する者が代表者であることに限る。
- (1) 優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者(以下「既存許可者」という。)であって、次のア、イのいずれかに該当する者。
- ア 許可の有効期間の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従前の許可の内容と同一の内容 で改めて申請した既存許可者。
- イ 単独経営から共同して当該漁業を営もうとする既存許可者、若しくは共同経営者を変更して当該漁業 を営もうとする既存許可者。ただし、新たに経営に参加する者は個人に限り、既存許可者が漁協に所属 している場合は、新たに経営に参画する者も同じ漁協に所属している者に限る。
- (2) 優先順位2位 県内に住所を有する者で、国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3) 優先順位3位 県内に住所を有する当該漁業の従事者で、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (4) 優先順位4位 県内に住所を有する当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5) 優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
- (6) 優先順位6位 前各号以外の者。
- 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。

(許可の有効期間)

第7 漁業調整のため必要がある場合は、漁業調整規則第15条第2項に基づき同条第1項第1号に規定する

期間より短い期間とする。

(教示事項)

第8 次表の左欄の漁業種類について、中欄の地区ごとに、それぞれ右欄に掲げる教示事項に加える。

漁業種類	地区	教示事項
別表1及び3から 5までの漁業	全ての地区	共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従う こと。(※第1の第2項に基づき、共同漁業権の区域を操業区域に含め る場合のみ)
別表2の漁業	地区欄5を 除く地区	操業に関し、操業区域の漁業権者から指示のある場合はこれに従う こと。
全ての漁業	全ての地区	この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(その他)

第9 当該方針内に記述のある緯経度及び方位は、それぞれ世界測地系及び真方位による。

(付則)

- 1 この方針は、兵庫県漁業調整規則(令和2年規則第48号)の施行の日(令和2年12月1日)から適用する。
- 2 「西播地域(姫路市、家島町を除く)の「あなごかご漁業」許可方針(平成8年10月9日内規)」のほか、この方針施行前に制定された本県瀬戸内海海区におけるせん漁業に係る内規は廃止する。
- 3 令和4年11月9日一部改正(別表2いかかご地区4(播磨町、東播磨、高砂)操業区域変更

別 表1

漁業種類:あなご・ばい・かにかご漁業

	地区	操業区域	魚種	漁業時期
1	兵庫	大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海	あなご	6月 1日から
		面。ただし、共同漁業権の区域を除く。		11月30日まで
			ばい	4月 1日から
				11月30日まで
			かに	1月 1日から
				12月31日まで

別 表 2

漁業種類:いかかご漁業

1711/2/12	地区	操業区域	漁業時期
1	林崎	次の線A、B、Cと明石市船上下水処理場排水口中央から谷八木川	4月15日から
		尻河口に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。	7月10日まで
		A 明石市船上下水処理場排水口中央から真方位184度の線	
		B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線	
		C 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線	
2	江井島	次の線A、B、Cと明石市谷八木川尻河口から明石市魚住町・二見	4月15日から
		町東二見界に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。	7月10日まで
		A 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線	
		B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線	
		C 明石市魚住町・二見町東二見界から真方位196度の線	
3	二見町	明石市二見町から姫路市大塩町までの海面。	4月15日から
			7月10日まで
		共第24号共同漁業権漁場(鹿ノ瀬)の区域。	5月10日から
			7月31日まで
4	播磨町、東播磨、	次の点ウ、エ、オ、カ及びイを順次結んだ線並びにキ及びクを結ん	4月15日から
	高砂	だ線と最大高潮時海岸線で囲まれた区域。	7月10日まで
		ア 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西	
		角から護岸に沿い東へ500メートルの点	
		イ 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角から護岸に沿い	
		東へ305メートルの点	
		ウ 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町界	
		エ ウから196度4,000メートルの点	
		オ アから204度2,430メートルの点	
		カ イから203度30分880メートルの点	
		キ 高砂市高砂町向島町向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基	
		部	
		ク キから84度の線と対岸との交点	

5	伊保	高砂市	i曽根町地先から同市伊保町地先海面のうち、次の点、A、ア、	4月15日から
		イ及ひ	^K Bを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	7月10日まで
		Α	姫路市大塩町天川川尻右岸導流堤(通称十三段波止)基部	
		В	高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角	
		ア	Aから207度2,000メートルの点	
		イ	Bから203度30分1,400メートルの点	

別 表 3

漁業種類:かさご・めばるかご漁業

	地区 操業区域		漁業時期
1	姫路	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、	1月 1日から
		網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	12月31日まで

別 表 4

漁業種類:あなごせん漁業

	地区 操業区域		漁業時期
1	姫路	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、	6月 1日から
		網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月30日まで

別 表 5

漁業種類:うなぎ筒漁業

	地区	操業区域	漁業時期
1	姫路	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、	4月 1日から
		網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。	11月30日まで